

一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型サービスAの
人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成29年3月31日

一関地区広域行政組合告示12号
改正 令和4年10月1日 告示第41号

(趣旨)

第1 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第2号及び一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第9号）第5第1号アに規定する第1号訪問事業に係る訪問型サービスAに関する基準を次のように定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち緩和した基準によるものをいう。
- (2) 利用料 訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3の規定により訪問型サービスAに係る第1号事業支給費が利用者に代わり当該訪問型サービスの事業を行う者に支払われる場合の当該訪問型サービスをいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(事業の一般原則)

第3 訪問型サービスAの事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第4 訪問型サービスAの事業は、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援

等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

(従業者の員数)

第5 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数として、常勤換算方法で1人以上とする。

2 事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の訪問事業責任者は、利用者に対する訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができるものとする。

4 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA及び指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者)

第6 従業者は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、介護職員初任者研修修了者と同等と認められる者又は事前に一関地区広域行政組合管理者へ届け出て認められた研修を修了した登録者（以下「研修修了登録者」という。）であつて、訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。

2 前項の研修修了登録者は、身体介護のサービス提供を行つてはならない。

3 第1項に規定する従業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができる。ただし、研修修了登録者を除く。

(管理者)

第7 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等の職務に従事させができるものとする。

(設備等)

第8 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

(個別計画の作成)

第9 訪問事業責任者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて

訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容及びサービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別計画を作成するものとする。

(サービスの内容、手続の説明及び利用申込者の同意)

第10 事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書の交付又は電子メールなどの情報通信の技術を用いた電磁的方法の提供により説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第11 事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間を確認するものとする。

(心身の状況等の把握)

第12 事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境及び他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第13 事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプラン等に沿ったサービスの提供)

第14 事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の支援)

第15 事業者は、利用者が介護予防ケアプラン等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な支援を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16 事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその

家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17 事業者は、訪問型サービスAを提供したときは、当該訪問型サービスAの提供日及び内容並びに当該訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、訪問型サービスAを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第18 事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスAを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の額から当該事業者に支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項による支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第19 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20 事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する組合への通知)

第21 事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を組合に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援

の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業の支給費を受給し、又は受給しようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22 従業者は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第23 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第24 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第25 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第26 事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の

事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第27 事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7の規定により組合が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は組合の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して組合が行う調査に協力するとともに、組合から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、組合から求めがあった場合は、前項の改善の内容を組合に報告しなければならない。

5 事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号に規定する業務に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第28 事業者は、事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して組合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の組合が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第29 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生したときは、組合、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した

ときは、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(記録の整備)

第30 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第9に規定する訪問型サービスA個別計画
- (2) 第17第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第21に規定する組合への通知に係る記録
- (4) 第27第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第31 事業者は、訪問型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を組合に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出日の前1月以内に当該訪問型サービスAを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメント等を行う地域包括支援センター等、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(補則)

第32 この告示に定めるもののほか、訪問型サービスAの基準に係る必要な事項には、別に定める。

制定文（抄）（平成29年3月31日告示第12号）

平成29年4月1日から施行する。

改正文（抄）（令和4年10月1日告示第41号）

この告示は、令和4年10月1日以後に行うサービスから適用する。